

平成 20 年度豊島区食品衛生監視指導計画

第 1 章 目的

食品、添加物、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。

第 2 章 実施期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

第 3 章 監視指導の実施体制及び他機関との連携

(1) 実施体制

ア 食品衛生に関する監視指導は、池袋保健所生活衛生課食品衛生担当係 15 名が実施します。なお、「食品衛生行政の運営に関する細目協定（以下「協定」という。）」に基づき、大規模製造業、食品流通拠点及び輸入食品、並びに複数の区にまたがった有害食品の排除及び違反処理などに係る監視指導は、東京都（以下「都」という。）と連携し実施します。また、東京都中央卸売市場豊島市場内の営業施設についても、法令の規定により、東京都と役割分担をして実施します。

イ 栄養成分表示に関する事及び無許可無承認医薬品に関する事については、池袋保健所健康推進課栄養担当係等の関係部署と連携し対応します。

(2) 他機関との連携

違反食品及び食中毒事件の処理等の食品衛生行政は、国、東京都及び他の自治体等との連携が必要になります。豊島区と他の機関との関係を別紙 に図示しました。

第 4 章 主な監視指導事業

「食品衛生法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、「と畜場法」、「東京都食品安全条例」、「食品衛生法施行条例」、「食品製造業等取締条例」及び「東京都ふぐの取扱い規制条例」の遵守の徹底、特に、大量流通食品による違反等を未然に防止することを目的として、製造、加工及び調理の各段階における一般的衛生管理の徹底、並びに別紙 で示す食品群ごとに食品供給行程（フードチェーン）を通じた衛生管理の徹底を図るため、次の各事業を実施していきます。

(1) 食中毒対策

ア 飲食店等施設の重点的監視

食中毒が発生しやすい業種、及び食中毒発生時に大規模な患者発生につながる集団給食などの大量調理施設（保育園、幼稚園、学校、社会福祉施設、病院、その他の施設）に対する監視指導を実施します。また、食中毒を発生させた施設の再発防止、取扱い不良施設の改善については、重点的に監視します。

イ 食中毒事故発生時対策

関係機関との連携を図り、被害の拡大を防止し、食中毒発生の原因・感染経路の解明、及び再発防止に努めていきます。

ウ 保育園、小学校及び中学校の食中毒防止対策

病原菌に対する抵抗力が弱い幼児、学童及び生徒を食中毒の罹患から守るため、これらの施設の給食従事者に対して、より効果的な講習会の実施に努めます。

エ 危機管理体制の充実

大規模な食中毒事故が発生した場合を想定し、日頃から区の関係部署並びに東京都及び他区と緊密に情報交換し、危機管理体制の充実を図ります。

オ ノロウイルスによる危害の防止

冬季に多発するノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生を防止するため、食品等事業者及び区民に対する普及啓発事業を実施します。事故の発生時には、感染症担当部署とも連携を密にし被害の拡大を防止します。

(2) 違反・苦情食品対策

不正な添加物使用などの違反食品、異物混入などの苦情食品を未然に防止するため、製造・加工から販売まで監視指導を実施します。

違反食品が確認された場合は、当該食品が販売や使用されないよう、関係機関と連携し、回収または廃棄などの危害除去の措置を実施します。また、当該事業者に対して、原因調査及び再発防止対策を実施します。

(3) 広域流通食品対策

有害食品などの流通を防止するため、都と連携し、製造業における原材料、製造工程及び製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業及び販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

(4) 輸入食品対策

輸入食品の安全確保を図るため、情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の検査、輸入業者の監視指導を実施します。

(5) 残留農薬等対策

輸入及び国産農産物における残留農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の情報収集に努め、関係機関と連携して指導します。輸入野菜については、残留農薬検査を実施します。

(6) 適正な食品表示への対策

食品衛生法に基づき、食品の適正表示の徹底を図ります。また、JAS法、健康増進法や薬事法など、他法が定める表示規制についても関係機関と連携協力し適正表示の推進に努めます。

(7) 食肉の衛生対策

食肉の安全確保を図るため、食肉販売業・処理業・食鳥処理場及び生食用食肉取扱店の監視、細菌検査などを実施します。

(8) 臨時・移動営業者及び行商対策

区の伝統的な縁日、祭礼等における臨時営業者並びに自動車又は引き車による移動及び行商等の路上営業者の法令順守について指導します。

(9) 行事における衛生確保

近年、豊島区後援の行事、町会又は商店会主催の行事が多く開催され、様々な食品が調理され販売されています。これらの行事の主催者及び出店者に対する事前指導や現場における監視指導を実施します。

(10) 学校祭等の飲食物取扱者に対する普及啓発

学校祭等の特定団体内での飲食物の提供、食品事業者の試飲・試食等は、法令に基づく許可等を必要としていませんが、区民の健康を守るため保健所への自主的な届出を指導し、食品衛生思想の普及啓発を図ります。

第5章 試験検査機関の実施体制

食品衛生監視指導に係る試験検査は、衛生検査担当係が実施します。食中毒などの調査に関する試験検査は、協定に基づき、「東京都健康安全研究センター」に委託します。なお、19年度からは、化学検査の一部を民間検査機関に委託し実施しています。ノロウイルス及び残留農薬検査も委託で実施します。

衛生検査担当係の実施体制は、次のとおりです。

(1) 内部点検

「豊島区食品衛生検査業務管理要綱」に基づき、信頼性確保部門責任者による収去部門及び検査部門の内部点検を次のように実施しています。

ア 収去部門

試験品採取・搬送に関する点検（定期的実施）

イ 検査部門

(ア) 試験品受領に関する点検（月に1回実施）

(イ) 検査などの実施に関する点検（月に1回実施）

(ウ) 内部精度管理に関する点検（月に1回実施）

(エ) 外部精度管理調査に関する点検（年に7回実施）

(オ) 機器類の保守管理に関する点検（月に1回実施）

(カ) 試薬などの管理に関する点検（月に1回実施）

(キ) 組織・施設などに関する点検（月に1回実施）

(2) 外部精度管理調査

厚生労働大臣が、外部精度管理調査を実施するための具備すべき要件を適合と確認した機関により、外部精度管理調査を適宜必要な検査項目ごとに年1回実施します。

(3) 検査機器の整備

検査施設には厚生労働省令に定める機器類及びその他の検査に必要な機器類を計画的に整備・更新するとともに、点検などを通じ、その維持管理を行います。

(4) 検査員の研修等

検査員の技術の維持、新たな検査技術の習得のため東京都健康安全研究センターを中心とした実務研修をはじめ、検査員相互の情報交換、また各種学会・講演会などを通じ検査情報の収集を図ります。

第6章 立入検査及び収去検査

(1) 立入検査予定

ア 年間立入予定件数

監視対象施設数 14,465 施設(平成19年11月末現在)

立入予定件数 27,000 件

イ 年間実施予定

重点的監視対象である学校及び社会福祉施設などの集団給食施設、食中毒多発業種並びに大規模飲食店及び製造・販売業に対し、食中毒多発期、観光シーズン及び年末年始の大量流通期を中心に、別紙のとおり立入検査を実施します。

* 収去検査
食品衛生法に基づいて、事業者などから無償で食品等の提供を受け、行政が実施する検査

(2) 収去検査

ア 実施機関別内容

(ア) 池袋保健所検査担当係実施分

細菌検査(0157を含む)	化学検査	合計
381検体	148検体	529検体

(イ) 東京都健康安全研究センター実施分

牛乳5検体及び違反の疑いのある食品等の検査を依頼

(ウ) 民間検査機関委託分

化学検査	ノロウイルス検査	残留農薬の検査	合計
50検体	8検体	5検体	63検体

イ 年間実施予定

立入検査の予定に併せて実施するほか、夏期及び歳末一斉取締り事業の一環として、別紙 のとおり収去検査を実施します。

(3) 夏期及び歳末一斉取締り

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する歳末においては、厚生労働省の方針を踏まえ、かつ協定に基づき都と連携し、監視指導を重点的に実施します。

なお、実施結果については、都が取りまとめの上、ホームページ及び報道機関へ公表します。

(4) 緊急監視

有害食品などの発生があった場合、協定に基づいて都と連携し、原因と関連のある営業所の監視を実施します。また、区内において有害食品などを発見した時も、都と連携の上、迅速に危害の拡大防止を図ります。

(5) 違反及び不良食品等を発見した場合の対応

立入検査及び収去検査によって違反及び不良食品などを発見した場合、以下のような措置を実施します。

ア 違反の発見

立入検査により、製造基準などの違反（法第11条第2項違反）、表示基準の違反（法第19条第2項違反）または、施設基準の違反（法第51条違反）を発見した場合は、できる限りその場で改善指導を行うとともに、改善に期間を要する場合は、書面にて指導を行います。

イ 違反食品の発見

立入及び収去検査で、違反食品などが確認された場合は、前記の「第3章（2）違反・苦情食品対策」に従い措置します。

第7章 行政処分等

(1) 行政処分

食中毒の発生や違反食品の発見など、緊急な安全確保が必要とされる場合は、「危害の除去命令（法第54条）」、「営業などの禁停止命令（法第55条、第56条）」または「施設改善命令または許可の取り消し（法56条）」の行政処分を行います。また、悪質な事例については告発を行います。

(2) 違反の公表

法違反に対する行政処分などの措置を実施したときは、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法違反者の名称、施設名などを公表します。

第8章 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

(1) 食品衛生自主管理認証施設の拡充

都が実施している食品衛生自主管理認証制度の周知徹底を図り、必要に応じて、営業者に対し支援を実施します。

(2) 食品衛生協会への支援

豊島区池袋食品衛生協会の食品衛生自治指導員に対し、指導員研修会等を通じ、衛生管理に関する情報を提供します。また、夏期の営業施設への巡回指導時には、自主管理点検表の活用促進及び現場簡易細菌検査等について技術面での支援を実施します。

(3) 食品衛生推進員の活用促進

平成19年度から任期2年で、区長が委嘱した豊島区食品衛生推進員15名に、事業者対象の食品衛生講習会の中で、手洗いについての講師役を依頼します。

(4) 食品等事業者対象講習会の実施

次のような分類において、別紙 のとおり実施します。

ア 業態別営業者講習会

すし店、食肉販売店など、業態ごとの営業者を対象に、それぞれの業態特異の衛生管理を中心に食品衛生実務講習会を実施します。

イ 食品衛生責任者講習会

食品取扱施設の食品衛生責任者を対象に、自主的な衛生管理に関する事項や最近の食品衛生に関する事項について食品衛生実務講習会を実施します。

ウ その他

(ア) 大規模施設を中心に、従事者講習会を随時実施します。

(イ) 生食用食肉及び生食用かき取扱業者を対象に食中毒予防の食品衛生講習会を実施します。

(5) 自主回収報告制度の普及

東京都食品安全条例に基づき、平成16年11月1日から施行された自主回収報告制度について、食品衛生講習会等を通して普及啓発を図ります。

第9章 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

19年度に立ち上げた「食の安全推進事業」を拡充し実施します。食の安全確保のためには、事業者が衛生管理を徹底する一方、消費者も食について正しい知識を習得する必要があります。このための普及啓発活動の対象として、園児、児童、生徒及び保護者を重点的に実施します。

(1) 情報提供及び普及啓発

食中毒多発期の注意喚起や食品問題発生時などの情報を広報紙、ホームページ及びチラシなどの媒体を用いて提供します。また、消費者対象、特に小中学生や保護者対

象の講習会やイベントを開催し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

(2) 計画等の公表

本計画及び実施状況、並びに夏期及び歳末の一斉取締りの実施結果などを広報紙、又はホームページで公表します。

(3) 意見交換

本計画を策定及び変更するとき、または、その他必要に応じて次のとおり意見交換のための事業を実施します。

ア 本計画の策定時には、区民、食品等事業者及び行政の三者で計画案について意見交換の場を設けます。

イ 区のホームページに計画(変更)案を掲載し、期限を定めてパブリックコメント制度に基づきご意見を電子メールなどで募ります。

ウ 計画(変更)案を広報紙で案内、又はホームページで公表する他、保健所及び行政情報コーナーなどで配布し、後に意見をお聴きします。

(4) 年間実施予定

事業名	実施日	対象	目的・内容
食の安全・安心のポスター募集	5月	小中学生	小中学生の食品衛生意識を高める。
食品衛生パンフレットの配布	6月	園児、児童、生徒の家庭 1万5千軒	家庭での衛生管理の向上
消費者講演会	11月	区民・事業者 児童、生徒 PTA	区民・事業者・行政の意見交換
パネルディスカッション	消費者講演会と同じ日	区民・事業者 児童、生徒 PTA	食の安全に関する特定のテーマについてのパネルディスカッション
食品衛生相談コーナーの開設	消費者講演会と同じ日	区民・事業者 児童、生徒 PTA	食品衛生情報の提供及び普及啓発
食品衛生キャンペーン	11月の5日間	区民・事業者	食品衛生に関するポスター、パネルを展示

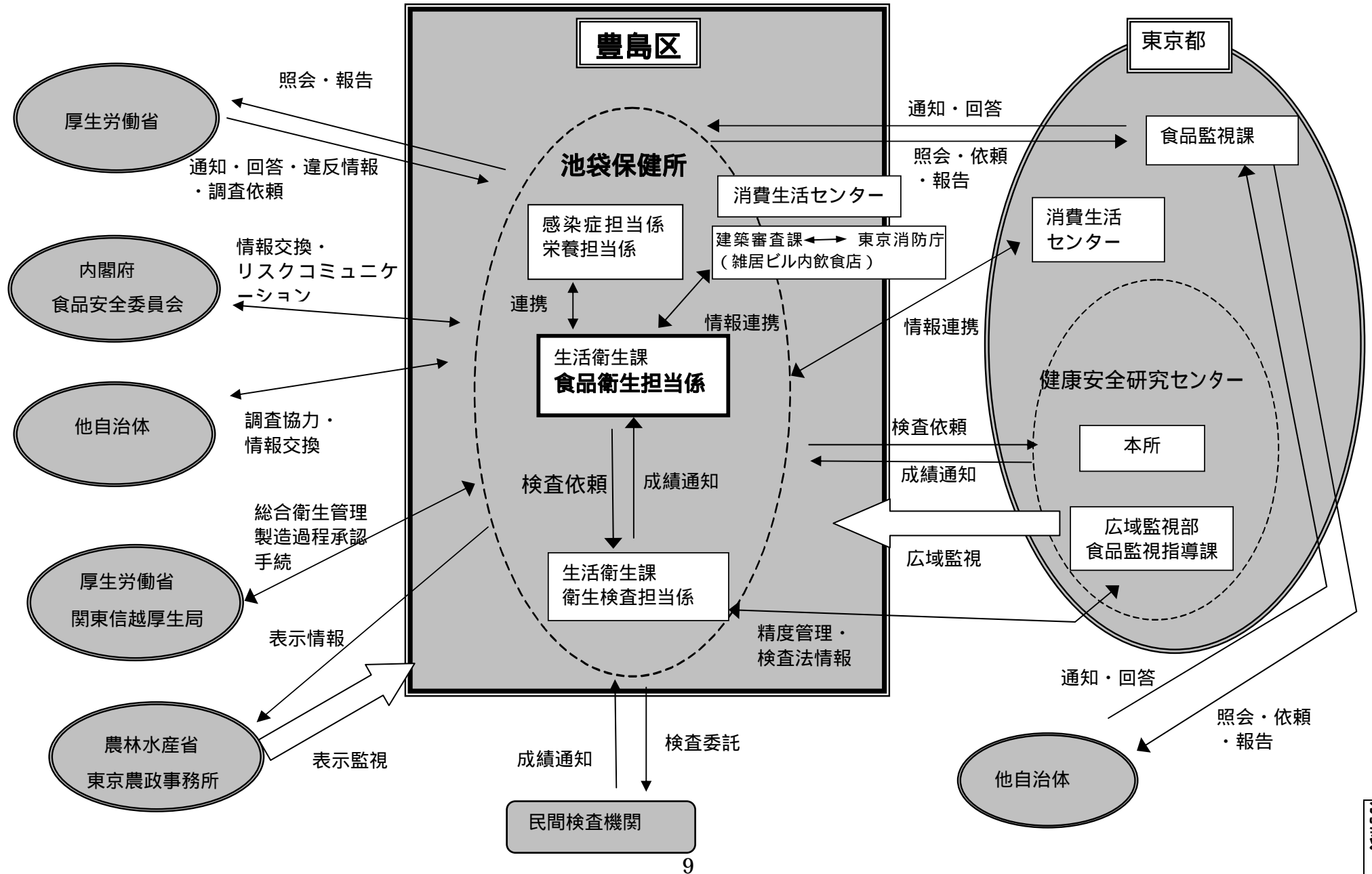
食品衛生に関する 広報ポスターの作 成と掲示	11月まで	区民・事業 者	食品衛生協会の自治指導員の 店頭に掲示
懸垂幕の掲示	随時	区民・事業 者	食の安全に関する標語を区役 所に掲示
食品衛生講座	随時	高齢者・母 親学級参加 者等	食品衛生情報の提供及び普及 啓発
出前講習会	随時	区民	区民グループの要請に基づき 実施
園児・児童・生 徒・PTA講習会	随時	保育園児・ 小学校児 童・中学校 生徒及びP TA	食品衛生情報の提供及び普及 啓発

第10章 食品衛生監視員の資質の向上

監視指導に従事する食品衛生監視員に対して技術研修、法令の内容等に係る再教育を実施します。また、厚生労働省、東京都及び特別区等の行う研修には積極的に参加し、最新技術の習得や情報収集に努めます。

さらに、業務における食品衛生に関する調査研究を行い、その成果を研修会や学習会で発表するよう努めます。

監視指導の実施体制及び各機関との連携体制



フードチェーン 食品群	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
食肉、食鳥肉及び食肉製品	<p>【食肉処理業、食肉製品製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底を指導する。 ・原材料受け入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保を徹底するよう指導する。 ・食肉製品については、成分規格、食品添加物の検査を実施する。 	<p>【食肉販売業、飲食店営業、そうざい製造業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底を指導する。 ・製造又は調理時に、十分な加熱の徹底を指導する。 ・細菌検査を実施する。
乳及び乳製品	<p>【乳製品製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底を指導する。 ・原材料受け入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保を徹底するよう指導する。 	<p>【乳類販売業、集団給食施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底を指導する。 ・成分規格の検査を実施する。
食鳥卵	<p>【卵選別包装業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な正常卵の受け入れの徹底を指導する。 ・洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底を指導する。 ・汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底を指導する。 	<p>【飲食店営業、菓子製造業、販売業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存温度、衛生的な取扱い、衛生管理の徹底を指導する。
水産食品（魚介類及び水産加工品）	<p>【魚肉ねり製品製造業、魚介類加工業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚肉練り製品について、成分規格、食品添加物の検査を実施する。 ・生食用魚介類の衛生的な処理の徹底を指導する。 	<p>【魚介類販売業、飲食店営業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に生食用鮮魚介類について、保存温度、衛生的な取扱い等、衛生管理の徹底を指導する。 ・細菌検査を実施する。 ・ふぐの衛生的な処理の徹底を指導する。
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	<p>【そうざい製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底を指導する。 ・原材料受け入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底を図るよう指導する。 	<p>【飲食店営業、青果物販売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策に努めるよう指導する。 ・有毒植物等の排除の徹底を指導する。 ・残留農薬等の検査をする。
<p>共通監視指導項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用原材料及び製品の消費期限又は賞味期限の確認及び設定方法について指導する。 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存に努めるよう指導する。 ・添加物を使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底を指導する。 ・製造者、加工者及び調理者による異物の混入防止対策の徹底を指導する。 ・アレルギー物質を含む食品及び遺伝子組換え食品に関する表示の徹底のため、製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底を指導する。アレルギー物質については、必要に応じ検査を実施する。 		

実施事業予定表

		4～5月	6～8月	9～11月	12月	1～3月	
実施事業	一斉監視	飲食店（仕出し・弁当）一斉監視指導 縁日・祭礼（地藏通り）一斉監視指導 菓子製造業一斉監視指導 集団給食施設一斉監視指導 小・中学校一斉監視指導 デパート・地下街・サンシャイン一斉監視指導 大規模飲食店一斉監視指導	夏季に事故原因となりやすい食品等の製造業、販売業及び飲食店の一斉監視指導（夏季対策） [主な対象事業] * 飲食店（すし・社交・料飲） * 豆腐製造業・めん類製造業・そう菜製造業・アイスクリーム類製造業 * 魚介類販売業 集団給食（保育園）一斉監視指導 大規模飲食店一斉監視指導 路上営業（行商・移動）一斉監視指導 縁日・祭礼（大塚阿波踊り）一斉監視指導	飲食店（中華）一斉監視指導 生食用食肉取扱店一斉監視指導 学校給食用納入業者監視指導 集団給食（社会福祉施設）一斉監視指導 大規模飲食店一斉監視指導 魚介類加工品取扱者監視指導 各種食品製造業監視指導 生かき提供業者監視指導 縁日・祭礼（長崎神社・天祖神社・鬼子母神（お会式、毎月第4土曜日手作り市）一斉監視指導	歳末食品の製造業及び販売業に対する一斉監視指導（歳末一斉） [主な対象事業] * 飲食店（そう菜） * 魚肉ねり製品製造業・菓子製造業・そう菜製造業・つけ物製造業 * 食肉販売業・食鳥処理業・食肉処理業・食肉製品製造業 * デパート・地下街・サンシャイン一斉監視指導 生かき提供業者監視指導 ふぐ取扱い関係営業一斉監視指導	飲食店（そば）一斉監視指導 食肉販売業・食鳥処理業・食肉処理業・食肉製品製造業一斉監視指導 生かき提供業者監視指導 ふぐ取扱い関係営業監視指導	
			←————— 地区夜間監視一斉 —————→ ←————— 各種食品（輸入食品を含む）表示 —————→				
実施事業	衛生教育	業態別講習会 食品衛生責任者実務講習会（4月） 食品衛生週間（8月） 消費者講演会（11月） パネルディスカッション（11月） 食品衛生相談コーナーの開設（11月）			食品衛生キャンペーン（11月） 食品衛生講座（高齢者・母親学級参加者等） 出前講習会（一般区民） 園児・児童・生徒・PTA講習会		

収去検査年間予定表

	4～5月	6～8月	9～11月	12月	1～3月
細菌検査	弁当 仕出し弁当 学校給食 和生菓子 豆腐	そう菜、サラダ 調理パン 弁当 仕出し弁当 アイスクリーム類 すし種、さしみ 保育園給食 めん類 ○牛乳	弁当 仕出し弁当 生食用かき 魚肉ねり製品 魚介類加工品	そう菜・漬物類 寄せ物・羊かん・洋生菓子	あん類 ○生食用かき（ノロウイルス） 学校・保育園納入品（魚・肉） 食肉製品
化学検査	一般食品（輸入品を含む） 和生菓子	一般食品（輸入品を含む） めん類・皮類 サラダ・そう菜 ○牛乳 一般食品（アレルギー物質）	一般食品（輸入食品を含む） 生食用かき 魚介類加工品 魚肉ねり製品 一般食品（アレルギー物質）	そう菜・漬物類 寄せ物・羊かん・洋生菓子	○あん類 一般食品（輸入食品を含む） 学校・保育園納入品（魚・肉） 食肉製品 ○輸入野菜（残留農薬）

その他、必要に応じて収去検査を実施する。

細菌及びウイルス検査項目：一般細菌、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、セレウス菌、サルモネラ、O157、病原ビブリオ、腸炎ビブリオ、カンピロバクター、ノロウイルス

化学検査項目：保存料、甘味料、防ばい剤、酸化防止剤、漂白剤、発色剤、着色料、プロピレングリコール、ニコチン酸、粗脂肪量、酸価・過酸化物価、揮発性塩基窒素量、水分含量、pH、TTC試験、シアン、金属（銅、カドミウム、鉛、亜鉛、ヒ素、水銀）、糖度、農薬、アレルギー物質

業態別事業者講習会予定

日 程	時 間	対 象	会 場
4月9日	PM2:00~4:00	食肉販売、食肉処理業	健康プラザとしま 7階多目的ホール
4月16日	PM2:00~4:00	食品衛生責任者	区民センター 文化ホール
4月23日	PM2:00~4:00	菓子製造業	健康プラザとしま 7階多目的ホール
5月15日	PM2:30~4:30	仕出し・弁当	健康プラザとしま 7階多目的ホール
5月28日	PM2:30~4:30	集団給食	区民センター 4階第3,4,5会議室
6月5日	PM2:00~4:00	大規模飲食店	健康プラザとしま 7階多目的ホール
6月		酒類販売業	未定
6月12日	PM2:00~4:00	豆腐製造業	池袋保健所 3階 講堂
7月3日	PM2:00~4:00	すし	健康プラザとしま 7階多目的ホール
7月9日	PM2:00~4:00	魚介類販売業	健康プラザとしま 7階多目的ホール
7月	PM2:00~4:00	自治指導員	未定
7月		保育園給食	
8月		学校給食	
8月		学校給食（東京都 学校給食サービス 協会委託施設）	豊島公会堂
8月	PM2:00~4:00	社交業組合	未定
9月	PM2:00~4:00	料飲組合	未定
10月2日	PM3:00~4:30	中華料理組合	池袋保健所 3階 講堂
10月		目白警察管内風俗 営業施設 1回目	

10月		目白警察管内風俗 営業施設 2回目	
10月9日	PM2:00~4:00	生食肉提供者	池袋保健所 3階 講堂
10月22日	PM2:00~4:00	食品衛生責任者	区民センター 文化ホール
11月	PM2:00~4:00	生かき提供者	未定
11月20日	PM3:00~4:30	集団給食・仕出 (ノロウイルス)	区民センター 文化ホール
3月	PM3:00~4:30	そば	未定